

泉大津市と公益財団法人医食同源生薬研究財団との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 泉大津市（以下「甲」という。）と公益財団法人医食同源生薬研究財団（以下「乙」という。）は、医食同源の観点を尊重した相互の連携推進により、甲の地域における健康課題の分析及び解析並びに乙の研究推進等を実施することとする。また、新たな社会価値を創造し、市民の健康増進を図ることで、地域における医療費の削減に向けた未病予防対策及び地域社会の発展に結びつけることを目的とする。

(連携取組事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 市民の健康増進に関すること
 - (2) 甲の地域における健康課題の分析及び解析に関すること
 - (3) 甲のフィールドを活用した乙の研究推進等に関すること
 - (4) その他、本協定の目的を実現するために必要なこと
- 2 具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

(協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更又は解除を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月26日

甲 大阪府泉大津市東雲町9番12号
泉大津市
市長 南出 賢一

乙 東京都中央区銀座5丁目10番13号
公益財団法人医食同源生薬研究財団
代表理事 米井 嘉一